

# 入会及び退会規程

一般社団法人日本溶射学会

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本溶射学会（以下「この法人」という。）定款第7条の規程に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 定款第6条に規程する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。  
なお、正会員及び特別会員の中から代議員選挙規程に基づいて選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業目的に賛同し溶射技術に関する学識または経験のある者
- (2) 特別会員 この法人の事業目的を達成するため特別会費を拠出する者
- (3) 賛助会員 この法人の事業目的を達成するため賛助会費を拠出する者
- (4) 名誉会員 この法人に対し特に功労があった者または溶射技術の発達に特に功労のあった者の内から社員総会において推薦された者
- (5) 永年会員 この法人において永く会員として活動した者の内から社員総会において推薦された者
- (6) 学生会員 この法人の事業目的に賛同し、溶射技術を研究中の大学または高等専門学校の学生

## (入会手続)

第3条 この法人の正会員又は特別会員及び賛助会員並びに学生会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（例：第1号様式）に、個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
  - (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（例：第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 名誉会員及び永年会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

## (会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（例：様式第3号）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

## (会費)

第5条 会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費規程によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届(例:第4号様式)を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規程により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第11条の規程により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款、この規程、その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年間以上されなかったとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 総社員が同意したとき。

(4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

2 会員が前項の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第9条 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規程を準用する。

(補則)

第10条 この規程に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、2011年5月14日から施行する。

この規程は、2011年6月6日から施行する。

一般社団法人日本溶射学会 入会申込書

一般社団法人日本溶射学会会長殿

私（弊社）は、貴会の会員（特別会員・賛助会員・正会員・学生会員）として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

1 入会希望時期 年度（ 年 月）

2 添付書類

①

②

年 月 日

〒  
住所  
氏名（法人名・代表者名）

⑩

第2号様式（第3条関係）

一般社団法人日本溶射学会 入会決定通知書

氏名（法人名・代表者名）

殿

貴殿（貴社）は、当会の会員（特別会員・賛助会員・正会員・学生会員）として、入会が認められたので通知いたします。

年 月 日

一般社団法人日本溶射学会

会長（会長名） 印

注) 入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式（第4条関係）

一般社団法人日本溶射学会 会員名簿

会員 種別	入 会 年月日	会 員 名		住所又は所在地	退 会 年月日	摘 要
		氏名（法人名）	代表者名			
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

- (注) 1. 会員種別は、正会員、特別会員、賛助会員等の区別を記入する。  
2. 会員名欄の代表者名は、会員が法人又は団体の場合に記入する。  
3. 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式（第6条関係）

一般社団法人日本溶射学会 退会届（退会申し出記録簿）

一般社団法人日本溶射学会会長 殿

私（弊社）は、貴会を退会したいので届出ます。

退会申し出日                   年    月    日

会員資格    特別会員・賛助会員・正会員・学生会員（該当するものに○）

退会申し出方法                   電話                   F A X                   電子メール

退会申し出受付者

退会予定期日                   年    月    日

氏名（法人名・代表者名）

⑩